学校ICT環境整備に係る財政支援について

九州部会提出 説明担当 天草市

新学習指導要領においては、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記された。

このため、文部科学省により、新学習指導要領の実施を見据えた「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」が取りまとめられ、当該整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」が策定されたところであり、「このために必要な経費については、地方交付税措置する」となされている。

しかしながら、上記の整備方針で目標とされるICT環境を整備するには、超高速インターネット及び無線LANに係る施設整備や、学習者用コンピュータ、指導者用コンピュータ、大型提示装置及び実物投影機等の備品の購入、情報端末や通信のトラブルに対する技術的支援等を行うICT支援員の配置等、さまざまな面での整備が必要であり、特に、光ケーブル等の通信環境の整備やICT支援員の人材確保について、地方都市においては費用が増大する傾向があり、環境整備に係る費用の財政負担が課題となっている。

このような状況を踏まえ、全ての子どもが同等の水準で受けるべき教育環境 に格差が生じることがないよう、下記事項について措置を講じるよう強く要望 する。

記

1. 学習指導要領の改定に伴う学校のICT環境整備について 通信環境の整備はもとより、備品購入に係る経費やICT支援員の確保、 各システムやソフトウェアの導入等の経費等について、地域の実状や実態に 見合った財政支援措置を講ずること。